

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	伊予市長 (水道部下水道課)	
政策等の案の名称	伊予市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	<p>双海地区は浄化槽設置場所の確保が難しい所や、個人負担金が多いなどの理由により、整備が進んでいない箇所も多い。また、今後高齢化等の進展により、個人による維持管理も困難な事例等により水質の保全ひいては、住環境の向上にも支障を来たすことも考えられる。そこで、今回浄化槽の設置を個人設置型から市町村設置型に変更して行うことにより、設置から維持管理まで市が責任をもって実施することによって、浄化槽の早期整備を図るとともに、水質の保全ひいては生活環境の向上を図るものである。よって、これに係る関係条例の改正を行う。</p>	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	ご意見はありませんでした。	
2		
3		